

広島県教育委員会教育長訓令第七号

県立学校

県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十月十九日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

県立学校長に対する事務委任規程（昭和三十八年広島県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（公舎の管理に関する委任事務） 第二条 公舎（教育長が別に定めるものに限る。）の入居の許可その他の管理に関する事務並びに当該公舎の土地の貸付け（電柱の設置並びに水道管等地下埋設の場合で貸付期間三年以下のものに限る。）については、当該公舎の区分に応じて教育長が別に定める学校の校長に委任する。</p>	<p>（公舎の管理に関する委任事務） 第二条 広島県教育委員会公舎管理規則施行細則（昭和五十五年広島県教育委員会教育長告示第五号）別表公舎欄に掲げる公舎の入居の許可その他の管理に関する事務並びに当該公舎の土地の貸付け（電柱の設置並びに水道管等地下埋設の場合で貸付期間三年以下のものに限る。）については、当該分掌機関欄に掲げる学校の校長に委任する。</p>

附 則

この教育委員会教育長訓令は、公布の日から施行する。